

令和3年12月21日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 あて

静岡県議会議長 宮沢 正美

子宮頸がん対策に関する意見書

我が国における子宮頸がんの罹患者数、死亡者数は近年増加傾向にあり、年間約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっている。

主な発症原因であるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチンの接種が2013年4月に定期接種化されたが、接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次いだことから、国は同年6月に積極的な接種勧奨を中止した。しかし、2021年11月に開催された国の専門部会で安全性や効果について検討を行った結果、海外での大規模な研究で予防効果が示されている等の理由により、積極的な接種勧奨を再開することとなった。

子宮頸がんは、HPVに感染しないためにワクチンを接種することと、前がん病変の早期発見・治療のための定期検診を併せて行うことにより、発症率及び死亡率は大きく減少すると言われており、ワクチンの接種率と検診の受診率を高めることが求められるが、そのためには、ワクチン接種の判断に必要な情報や、ワクチン接種と併せた定期健診の重要性を伝えることが重要である。

また、積極的な勧奨を中止していた期間に公費での接種機会を逃してしまった人や対象年齢を過ぎてから自費で接種した人に対し、救済措置を講ずることも必要である。

よって国においては、子宮頸がん罹患する女性が一人でも少なくなるよう、子宮頸がん対策を強化するために、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 HPVワクチン接種の積極的な勧奨の再開について広く情報発信するとともに、ワクチン接種の判断に必要な、ワクチンを打った場合と打たなかった場合のリスクが十分に理解できるよう、正確な情報の発信を強化すること。
- 2 接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴えた人が適切な相談や治療を受けられるよう、支援体制を強化すること。
- 3 積極的な勧奨の中止によって公費での接種機会を逃した人にも無料で接種を実施すること。
- 4 ワクチン接種と併せて前がん病変の早期発見・治療のための定期検診について勧奨するための効果的な対策を講ずるとともに、地方自治体の実施する検診への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。